

木島平村公告第2号

地方自治法第260条の38第1項の規定により、認可地縁団体である南嶋区から、所有する不動産に係る所有権移転登記をするための公告申請に基づき公告する。

なお、同条第2項の規定に基づき、このことについて異議のある者は木島平村長に対し異議を申し出ることができる。

令和5年5月25日

木島平村長 日 臺 正 博



1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	南鴨区
区 域	木島平村大字往郷平塚 18 番地 9、20 番地 32、21 番地、21 番地口、24 番地の 3、字浦砦 684 番地 8、字大塚 761 番地 4 から字小塚 1220 番地 4、字狐川原 1290 番地 3 から 1300 番地 2 の区域
主たる事務所	木島平村大字往郷 968 番地 2

2 申請不動産に関する事項

(1) 土地

所在地	地目	面積
下高井郡木島平村大字往郷字大塚 862 番イ	原野	11,223 m ²

(2) 所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名	持分	住所
嘉生弥藏	16 分の 1	下高井郡往郷村 16 番地
小林藤左エ門	16 分の 1	下高井郡往郷村 13 番地
嘉生兼松	16 分の 1	下高井郡往郷村 19 番地
土屋一馬	16 分の 1	下高井郡往郷村 22 番地
土屋定吉	16 分の 1	下高井郡往郷村 42 番地
小池初五郎	16 分の 1	下高井郡往郷村 41 番地
小池寅治	16 分の 1	下高井郡往郷村 38 番地
土屋藤作	16 分の 1	下高井郡往郷村 24 番地
土屋卯三郎	16 分の 1	下高井郡往郷村 15 番地
尾沢惣吉	16 分の 1	下高井郡往郷村 9 番地
土屋亀治良	16 分の 1	下高井郡往郷村 27 番地
内藤仲助	16 分の 1	下高井郡往郷村 5 番地
土屋喜八	16 分の 1	下高井郡往郷村 17 番地
嘉生竹治郎	16 分の 1	下高井郡往郷村 21 番地
尾沢末五郎	16 分の 1	下高井郡往郷村 10 番地
土屋常藏	16 分の 1	下高井郡往郷村 25 番地

3 当該不動産の所有権移転登記をすることについて異議を述べることができる者

登記関係者等（所有権登記名義人の相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者）

4 異議申出の方法等

(1) 方法

異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、登記関

係者である旨を疎明する書類（戸籍謄本、住民票の写し、相続関係説明図）を添えて村長あてに提出する。

(2) 期間

令和5年8月31日まで